

資 産 運 用 規 程

(目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人京都府水産振興事業団（以下「本団」という。）の資産の管理及び運用等について定め、資産の安全確実かつ効率的な運用に資することを目的とする。

(適用される資産)

第2条 この規程が適用される資産は、本団の保有する資産のうち、不動産、無体財産権並びに寄附者の意思若しくは理事会の決議により資産保有形態が指定されている資産を除く全ての資産をいう。

(資産の区分)

第3条 運用の対象とする資産の区分は、次のとおりとする。

- (1) 基本財産
- (2) 特定財産
退職給付引当資産を除いた特定資産を特定財産とする。
- (3) 運用財産
退職給付引当資産を運用財産とする。

(運用の基本原則)

第4条 本団の資産運用について、理事は、善良なる管理者の注意義務を払うとともに、本団のために定款及び法令に従い、忠実に職務を執行しなければならない。

(資産の運用方針)

第5条 基本財産は、元本返還が確実な方法で運用を行う。

- 2 特定財産は、前項に準じて運用を行う。
- 3 運用財産は、元本返還の可能性が高く、かつ高い運用益が得られる方法で運用を行う。

(資産の運用対象)

第6条 運用対象は、資産の区分に応じそれぞれ次のとおりとする。

- (1) 基本財産及び特定財産
 - ・ 京都府信用漁業協同組合連合会、京都銀行、その他確実な金融機関への預貯金
 - ・ 国債、地方債
 - ・ 政府保証債
 - ・ 財投機関債
 - ・ 社債（電力債、銀行社債）

(2) 運用財産

- ・ 京都府信用漁業協同組合連合会、京都銀行、その他確実な金融機関への預貯金
- ・ 国債、地方債
- ・ 政府保証債
- ・ 財投機関債
- ・ 社債
- ・ 中小企業退職金共済への積立

2 前項に定める金融機関及び債権等の範囲は、原則として、日本及び外国の格付け機関のうち一社以上が A 格以上の格付けしているものであること。

(資産運用計画)

第 7 条 資産運用責任者は、翌事業年度における資産運用計画を予算編成の理事会までに策定し、理事長の承認を受けなければならない。

(理事長の職務)

第 8 条 理事長は、資産運用責任者を監督し、随時報告を求め、必要に応じて適切な指示をしなければならない。

(資産運用責任者)

第 9 条 資産運用責任者は、専務理事とする。

(理事会・評議員会への報告)

第 10 条 理事長は、資産運用の経過及び結果について少なくとも年 1 回又は必要に応じて理事会に報告するものとする。

2 評議員会は、必要があると認める場合は、資産運用の経過及び結果について理事長から報告を受けることができる。

(規程の改廃)

第 11 条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

(補 則)

第 12 条 この規程に定めるもののほか、資産の管理・運用に関する事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、公益財団法人京都府水産振興事業団の設立登記の日から施行する。

この規程は、平成 23 年 9 月 15 日から施行する。

この規程は、平成 28 年 2 月 29 日から施行する。

この規程は、平成 28 年 11 月 22 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 2 月 16 日から施行する。